

ライター規制に関する周知・広報について

平成 24 年 5 月
経済産業省

1. 使い捨てライターを使用した子どもの火遊びによる火災の発生を受け、消費生活用製品安全法に基づくライター規制を開始。(平成 22 年 12 月 27 日施行)
規制の導入に当たり、火遊び防止のための周囲の大人の配慮や、不要なライターの適切な廃棄などについて、関係省庁等と協力して注意喚起を実施。

2. 具体的な取組内容は以下のとおり。

(1) 消費者向け

○ラジオ、ネットバナー広告等の政府広報

○プレス公表等

- ・ 22 年 12 月：「ライターに係る規制の開始について」のプレス公表
- ・ 23 年 3 月：METI-Journal 3・4 月号（ライター規制開始）
- ・ 23 年 9 月：「ライターの規制等に係る経過措置期間の終了について」のプレス公表
N I T E プレス公表「子どもによるライター等の事故の防止」
- ・ 24 年 2 月：「ライターの火遊びによる子どもの事故の防止について」のプレス公表

○注意喚起チラシの作成・配布

- ・ 22 年 11 月：廃棄方法に関する注意喚起（30 万部）
- ・ 23 年 3 月：消費者向けチラシ（11.5 万部）
- ・ 23 年 9 月：経過措置終了周知チラシ（48 万部）
- ・ 23 年 12 月：CRライター周知チラシ（50 万部）
- ・ 24 年 3 月：子どものライター火遊び事故防止注意喚起（58 万部）

○関連団体を通じた周知

- ・ 全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会及び全国保育協議会の協力を得て、全国の幼稚園・保育園への周知
- ・ 厚生労働省の協力を得て、高齢者関係 25 団体への周知の要請
- ・ 8 消費者団体（主婦連合会、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟、財団法人日本消費者協会、社団法人全国消費生活相談員協会、日本生活協同組合連合会）への情報提供

(2) 事業者向け

○新聞、メールマガジン等での周知

- ・ 事業者向けチラシの配布（13 万部）（23 年 4 月）
- ・ 全国たばこ新聞（22 万部）
- ・ 環境新聞（8 万部）
- ・ パチンコ店向けフリーマガジン
- ・ メールマガジン（e-中小企業マガジン）（7 万通）

○18 業界団体に対し、製造・販売事業者への周知の要請

○説明会の実施（全国 計 45 カ所）